

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の特徴

里山活動を支援する様々な民間財団等の助成金がありますが、これらと比べると、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金には、以下の長所と短所があります

7つの長所

- 1 申請まで事務局が支援します
(事務局と団体が「お互いに顔の見える関係」を目指しています)
申請予定箇所を実際に確認しますので、申請を検討している段階で気軽に事務局に連絡してください
- 2 申請が採択されるように事務局が申請書類の助言を行います
- 3 活動が始まった後も、現地、メールなどで事務局が支援します
- 4 一度採択されると3年間活動を継続できます
- 5 申請した年から、交付金を使うことができます
- 6 活動した会員の人件費(日当)に交付金を使うことができます
- 7 作業の安全に関する専門家など様々なアドバイザーから、無料で助言・指導を受けることができます

5つの短所

- 1 活動日ごとに写真が必要で、作る書類が多くなります
- 2 1年のうち活動できる期間は、最大でも約9ヶ月です
(6月～翌年2月)
- 3 活動場所は森林に限定されます
- 4 終了から5年間以上、基本的に森林のまま維持してください
- 5 活動する森林から収穫し、利用すること
例えば、木を伐採、薪にして利用、落ち葉を集め、たい肥にして利用、竹を伐採、炭にして利用など